

# 犯罪被害者等に対する経済的支援

※ 一部の自治体が導入している制度等も含む

## 行政等

凡例

犯罪被害者等に特化した項目

犯罪被害者等も利用し得る項目

赤字：基本的に金銭の形での支払

青字：推進会議決定に基づく取組

警察

カウンセリング費用 (警察庁・公費負担制度) ※初診日より原則として上限3年間が対象

① 給付水準の引上げ検討、仮給付の運用改善

一時避難場所宿泊費用、ハウスクリーニング費用等 (警察庁・公費負担制度)

犯罪被害者等給付金 (警察庁)

法務

### ② 犯罪被害者等支援弁護士制度の新設

DV等被害者法律相談援助 (法テラス)

国選被害者参加弁護士費用 (法テラス)

被害者参加旅費等(法テラス)

被害回復給付金 (検察庁)

民事法律扶助 (法テラス)

見舞金 (自治体(警察庁))

自治体

転居費用助成、家賃補助、家事・育児・介護支援、配食サービス、カウンセリング、法律相談等 (自治体)

医療的支援、カウンセリング、法的支援 (ワンストップ支援センター(内閣府))

民間団体

カウンセリング、法律相談、裁判等への付添支援 (犯罪被害者等早期援助団体(警察庁))

緊急支援金 (全国被害者支援ネットワーク)

奨学金 ((公財)犯罪被害者救援基金等)

社会保障等

医療提供 (厚生労働省・健康保険/障害者福祉制度) ※国民健康保険制度上、医療費の自己負担金の減免又は徴収猶予の対象となる余地あり ⑤周知

高額療養費制度

自立支援給付(自立支援医療)

埋葬料 (厚生労働省) ⑤周知

国税・地方税・保険料の減免等 (財務省・総務省・厚生労働省) ⑤周知

遺族年金・障害年金 (厚生労働省・国民年金/厚生年金保険制度) ⑤周知

児童扶養手当 (こども家庭庁・児童扶養手当制度) ⑤周知

児童手当 (内閣府・児童手当制度)

⑤周知

傷病手当金 (厚生労働省・健康保険制度) ⑤周知

失業給付 (厚生労働省・雇用保険制度)

生活保護 (厚生労働省・生活保護制度) ⑤特段配慮

就職支援 (厚生労働省)

自立支援給付(介護サービス、補装具等) (厚生労働省・障害者福祉制度) ⑤周知

公営住宅への優先入居等 (国土交通省) ⑤特段配慮

修学支援 (文部科学省・高等教育の修学支援新制度等) ⑤周知

直後

初期

中期

被害の発生

刑事和解  
損害賠償命令  
民事訴訟手続  
(法務省)

民事執行手続  
(法務省)

作業報奨金 (法務省)

加害者

損害賠償



# 犯罪被害者等に対する経済的支援

※ 一部の自治体が導入している制度等も含む

【モデルケース1】殺人罪による死亡した事例

被害者：男性（当時40歳）

職業 会社員・年収600万円 家族 妻（当時36歳）、長男（当時6歳）、長女（当時3歳）

結果：勤務中の事件ではない。被害者は、ほぼ即死。妻は、精神的ショックにより稼働できない状況

凡例

犯罪被害者等に特化した項目

犯罪被害者等も利用し得る項目

赤字：基本的に金銭の形での支払

## 行政等

警察

カウンセリング費用（警察庁）※初診日より原則として上限3年間が対象

一時避難場所宿泊費用、ハウスクリーニング費用等（警察庁）

犯罪被害者等給付金 約3,000万円（警察庁）

法務

国選被害者参加弁護士費用（法テラス）

被害者参加旅費等（法テラス）

民事法律扶助（法テラス）

自治体

見舞金 30万円（自治体（警察庁））

転居費用助成、家賃補助、家事・育児・介護支援、配食サービス、カウンセリング、法律相談等（自治体）

民間団体

カウンセリング、法律相談、裁判等への付添支援（犯罪被害者等早期援助団体（警察庁））

緊急支援金（全国被害者支援ネットワーク）  
※医療費、交通費、転居費等、51件に対し総額約517万円（令和3年度実績）

奨学金 24万円/年（（公財）犯罪被害者救援基金）

社会保障等

医療提供 医療費7割支給（自己負担3割）（厚生労働省）

高額療養費制度

自立支援給付（自立支援医療） 保険適応後の医療費の自己負担額の一部又は全額を支給（自己負担は最大1割）

埋葬料 5万円（厚生労働省）

国税・地方税・保険料の減免等（財務省・総務省・厚生労働省）

遺族基礎年金・遺族厚生年金 約170万円/年（死亡時点）（厚生労働省）※死亡時までの平均月収が約40万円の場合

公営住宅への優先入居等（国土交通省）

自立支援給付（介護サービス等）（原則自己負担1割）  
（厚生労働省）

直後

初期

中期

被害の発生

刑事和解  
損害賠償命令  
民事訴訟手続  
（法務省）

民事執行手続  
（法務省）

作業報奨金（法務省）

加害者

損害賠償



# 犯罪被害者等に対する経済的支援

※ 一部の自治体が導入している制度等も含む

【モデルケース2】暴力犯罪により、傷害を負い、障害が残存した事例

被害者：男性（当時40歳）

職業 会社員・年収600万円 家族 妻（当時36歳）、長男（当時6歳）、長女（当時3歳）

結果：勤務中の事件ではない。被害者の傷害は、頭部損傷（6か月の入院、1年間の通院）。

障害は常時要介護状態（障害等級1級）。被害者は退院後、自宅で在宅介護。

妻は被害者の介護もあり、稼働できず。

凡例

犯罪被害者等に特化した項目

犯罪被害者等も利用し得る項目

赤字：基本的に金銭の形での支払

## 行政等

警察

カウンセリング費用（警察庁）※初診日より原則として上限3年間が対象

一時避難場所宿泊費用、ハウスクリーニング費用等（警察庁）

犯罪被害者等給付金 約3,000万円（警察庁）

法務

国選被害者参加弁護士費用（法テラス）

被害者参加旅費等（法テラス）

自治体

民事法律扶助（法テラス）

見舞金 10万円（自治体(警察庁)）

転居費用助成、家賃補助、家事・育児・介護支援、配食サービス、カウンセリング、法律相談等（自治体）

民間団体

カウンセリング、法律相談、裁判等への付添支援（犯罪被害者等早期援助団体(警察庁)）

緊急支援金（全国被害者支援ネットワーク）

※医療費、交通費、転居費等、51件に対し総額約517万円(令和3年度実績)

奨学金 24万円/年（(公財)犯罪被害者救援基金）

社会保障等

医療提供 医療費7割支給（自己負担3割）(厚生労働省)

高額療養費制度

国税・地方税・保険料の減免等（財務省・総務省・厚生労働省）



傷病手当金 約500万円（厚生労働省）

※犯罪の被害を受けた時までの平均月収が約40万円の場合

障害基礎年金・障害厚生年金

約250万円/年（令和4年度年金額）（厚生労働省）

※障害を負った時までの平均月収が約40万円の場合

公営住宅への優先入居等（国土交通省）

自立支援給付(介護サービス等、補装具等)  
(原則自己負担1割)(厚生労働省)

直後

初期

中期

被害の発生

刑事和解  
損害賠償命令  
民事訴訟手続  
(法務省)

民事執行手続  
(法務省)

作業報奨金（法務省）

加害者

損害賠償